

# コロナウイルスに負けず、営業とくらしを守ろう！

## 高知県の時短協力金(8/21)や、時短対応臨時給付金(5月、6月)の対象の方は、申請して営業を守りましょう！

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、飲食店、旅館、カラオケボックス等の時短要請対象施設に対し、高知県の、高知市、南国市、香南市対象の「第3期・時短協力金、8月21日～9月3日」の申請受付(11/1まで)が始まっています。

高知市については、「まん延防止等重点措置、時短・酒類提供停止協力金」に変更、8月27日～9月12日」も始まっています。

南国市については、「第4期・時短協力金、9月4日～12日」の申請については、後日発表。

第3期時短協力金で、昨年又は一昨年8月

及び9月の1日あたりの売上高が、8万3333円以下の場合、売上高の証明申請書が不要です。ただし、コロナウイルス感染症対策・外食向けガイドラインの遵守状況がわかる書類として、パーテーションやテーブル配置、従業員の体温測定やマスクの着用、換気や消毒設備などがわかる写真が必要となります。

これを機に、「あんしん会食推進の店・認証店」の申請をした会員さんもおいでです。

※南国市と香南市では、県の協力金が支給された事業者からの申請で、市独自の追加協力金が1日1万円給付されます。

### 時短対応臨時給付金

高知県がコロナ対策として、5～6月に飲食店等に営業時間短縮を要請したことにより、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対して、「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」が設けられました。

申請期限は9月30日です。対象になる人は、早く申請しましょう。

**事業所** 対象者は、高知県内に事業所(個人の場合は住居または事業所)を有し、事業を営んでいる事業者です。

5月、6月に営業時間短縮の要請を受けた高知市、四万十市の対象事業者を除いて県内全域が対象です。

**収入減** 今年の5月及び6月の事業収入(売上)が、前年又は前々年の同月と比べて30%以上減少していること。

※個人の白色申告の場合で、月別売上が確認できない場合は、収支内訳書の売上を12ヶ月で割った平均で計算しても可となっております。

## 高知家あんしん会食推進の店認証制度について

- ①目的/新型コロナウイルス感染症リスクが続く中、利用者に安心して飲食できる環境を提供することを目的として、感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証する制度。義務ではなく任意の制度。
  - ②対象/高知県内で、営業許可を受け、飲食の提供を行っている飲食店(スナック含む)、喫茶店。
  - ③認証店になると/10万円の応援金と、認証店ステッカーがもらえ、県のホームページ上で店名が公表され信用にもつながる。
  - ④ハードル/53項目の認証基準にもとづき、感染対策を実施して申請し、調査員による現地調査を経て認証されなければならない。有効期限は1年間で更新が必要。
- ※申請しなくても、どんな内容か確認しましょう。

支援金額は、法人・個人関係なく、該当する月の売上減少額までとなりますが、申請書で計算し、規模と営業日数により25万円から75万円が上限となります。

**売上減少の証明** 県に申請する前に、認定支援機関等で、「売上減少等の証明申請書」で証明してもらわなくてはなりません。今年の5月もしくは6月の売上が確認できる売上帳等の資料、対応する前年もしくは前々年の売上帳等、個人・白色申告で、月別の資料がない場合は、収支内訳書、申告書等の資料を持って証明を依頼します。各市町村の商工会や、銀行、税理士、行政書士などで証明してもらえます。

**申請** 対象になるかどうかも含めて、民商にご相談下さい。会員でなくても、相談・お手伝いできますので、困っている人がいましたら、ご紹介下さい。

申請書類は、各市町村役場や県の庁舎で、郵送用の封筒に、申請書類等一式を入れたものを配布していますので、もろくると申請に便利です。